

済生会御所病院 ソーシャルメディアポリシー

済生会御所病院（以下、「当院」という）の職員については、所属する組織や雇用形態に関わらず、当院の業務に関わる全ての職員がソーシャルメディアを利用して情報発信する際には、本ポリシーを遵守して行動することとする。

【「ソーシャルメディア」の定義】

「ソーシャルメディア」とは、ブログ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、動画共有サイトなど利用者が情報を発信、また、相互に情報をやりとりできるインターネット上のメディアのことをいう。

【目的】

本来、ソーシャルメディアの私的利用は、個人の自覚と責任において、自由に行うべきものであるが誤った使い方をすれば、社会的に大きな問題に発展する可能性がある。

近年のソーシャルメディアに関する重大な問題事例が発生している事態に鑑み、個人の発信であっても、ソーシャルメディアを利用する際に慎重を期す必要があり、遵守すべきことを明らかにするため、本ポリシーを制定する。

【「ソーシャルメディア」利用にあたっての基本原則】

- 1 一定の品位と節度を持った良識ある社会人として、自己の責任と自覚のもとに利用すること。また、一度発信された情報は不特定多数の方々に公開され、完全に削除することはできないことを理解し、誤解を生むような表現は厳に慎むこと。
- 2 当院に勤務する職員という立場で、ソーシャルメディア上で発信する場合、就業規則や個人情報情報の取り扱いに関する規程等を遵守すること。
- 3 医療機関としての守秘義務に従い、業務上知り得た情報を発信しないこと。また、医療上の情報のみならず、そのほかの個人情報についても発信しないこと。
- 4 当院の利用者及び職員や関係者の情報に関し、許可なく撮影・録音等を行い、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権、知的財産権等に関して侵害しないこと。
- 5 出張中の移動時間や超過勤務時間を含め、勤務時間中に業務外の発信は行わないこと。
- 6 利用するソーシャルメディアの規約、仕組み、設定等を事前に十分確認しておくこと。また、インターネット上において匿名性は必ずしも確保されていないことを理解すること。
- 7 誹謗中傷や礼儀に外れた言い方を含む情報発信には十分留意し、意図せずとも自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解させるように努めること。また、必要な場合は発信した情報を速やかに訂正し、謝罪すること。
- 8 自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けること。

- 9 当院を不当に誹謗中傷するような情報を見つけた場合には、個人の判断で反論せず、当院に報告すること。
- 10 ソーシャルメディアの利用に関して済生会御所病院管理規程第20条第1項第3号ならびに第26号（機密保持、特定個人情報並びに個人情報の保護）に違反した場合は、就業規則等に則り懲戒の対象となることを理解すること。

【本ポリシーの適用対象外となるもの】

個人またはグループ内でのチャット機能（LINE など）を使用しての業務連絡等は、本ポリシーの適用対象外とする。

【本ポリシーの見直し】

本ポリシーは状況に応じて見直しを行い、改定された時には、当院ホームページ上へ掲示等によって告知する。